

様式 2

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		少年自然の家の利用許可の取消し等
根拠条例・規則名		さいたま市立館岩少年自然の家条例
条 項		第 1 1 条
所 管 部 課		教育委員会事務局 学校教育部 館岩少年自然の家(電話：0241-78-2311)
処 分 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	次のいずれかに該当するとき (1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき (2) 偽りその他不正な行為により利用の許可を受けたとき (3) 利用の許可の条件又は関係職員の指示に従わないとき (4) 管理上特に必要と認められるとき
	設定等年月日	平成 1 3 年 5 月 1 日 設定 平成 年 月 日 最終改正
備 考		